

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて

麻痺性貝毒及び下痢性貝毒を含む貝類の取扱いについては、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（昭和 55 年 7 月 1 日付け環乳第 29 号。以下「旧通知」という。）に基づき取り扱っているところである。

今般、下痢性貝毒を含む貝類については、国際的に機器分析法の導入が進められている現状に鑑み、我が国においても機器分析法を導入することとし、オカダ酸（以下「OA」という。）、ジノフィシストキシン-1 及びジノフィシストキシン-2 並びにそれらのエステル化合物について、毒性等価係数を用いて OA 当量に換算したものの総和下痢性貝毒の規制値と定めることとしたので下記の運用に遺憾なきよう取り計らわれない。

本通知は、ホタテガイにあっては本日より適用することとし、その他の貝類にあっては、検査実施機関における検査体制の整備期間を考慮し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとする。なお、機器分析法による下痢性貝毒の試験法については、別途発出する通知により実施されたい。

本通知の制定に伴い、平成 27 年 4 月 1 日をもって旧通知は廃止する。また、当該事項については、農林水産省と協議済みである旨申し添える。

記

麻痺性貝毒又は下痢性貝毒を含む貝類について、殻付き、むき身、加工品等その形態によらず、その可食部 1 g 当たりの毒量が麻痺性貝毒にあっては 4 MU(マウスユニット)、その可食部 1 kg 当たりの毒量が下痢性貝毒にあっては 0.16mgOA 当量(以下これらを「規制値」という。)を超えるものの販売等を行うことは、食品衛生法第 6 条第 2 号の規定に違反するものとして取扱うこと。

ただし、有毒部分の除去等の処理により、規制値以下になることが明らかに認められるものであって、当該処理のため処理施設へ搬送されるものについては、同法第 6 条第 2 号ただし書きに該当するものとして取扱って差し支えないこと。